

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 6 号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成 9 年岩手県規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 1 条の 2 関係）		別表（第 1 条の 2 関係）	
区 分	措 置	区 分	措 置
条例第 3 条の 8 第 2 項に規定する規則で定める措置	住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第35条第 1 項第 1 号</u> に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（これにより難しい場合にあつては、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第 5 の 5 の 5－1（3）の等級 4 の基準）を満たすこととなる措置及び気候風土、高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）を行う措置	条例第 3 条の 8 第 2 項に規定する規則で定める措置	住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第30条第 1 項第 1 号</u> に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（これにより難しい場合にあつては、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第 5 の 5 の 5－1（3）の等級 4 の基準）を満たすこととなる措置及び気候風土、高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）を行う措置
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。